

こうのすし けんりじょうれい あん 鴻巣市こどもの権利条例（案）のポイント

けんり 【こどもの権利とは】

すべての人が生まれたときから持つ
ている大切なルールの人権をこども
も持っています。

ていぎ いみ 【定義（ことばの意味）】

こども 生まれてからおとなになる
までの間で、心と身体が
成長途中の人

じょうれい もくてき めざ 【条例の目的（目指すもの）】

こどもの権利を守ることに
ついて必要なことを決めて、みんながこ
どもの権利についてよく知り、こども
が幸せに成長できるようにするこ
とを目的としています。

【^{こうのすし}鴻巣市^{けんりじょうれい}こどもの^{あん}権利^{きほんりねん}条例^{たいせつ}(案)の^{かんが}基本理念^{かんが}(大切に^{たいせつ}する^{かんが}考^{かんが}え)】

(1) すべてのこどもは、どんな^{りゆう}理由でもいじめられたり、

^{さべつ}差別されたりしなく、みんなに大切な^{たいせつ}権利^{けんり}が^{まも}守られる。

(2) こどもの^{しあわ}幸^{いちばんたいせつ}せが一番大切にされる。

(3) すべてのこどもの^{いのち}命^{まも}は守られて、^{げんき}元気に^{そだ}育つために、

^{びょういん}病院^{がっこう}や学校、^{せいかつ}生活の^うサポートが受けられる。



(4) こどもは^{じぶん}自分の^{かんが}考^いえを言うことができ、その^{かんが}考^{たいせつ}えは大切にされる。

